

佐久市環境基本条例及び佐久市環境審議会概要

1 環境審議会の位置付け

(1) 環境基本法 第44条 (市の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

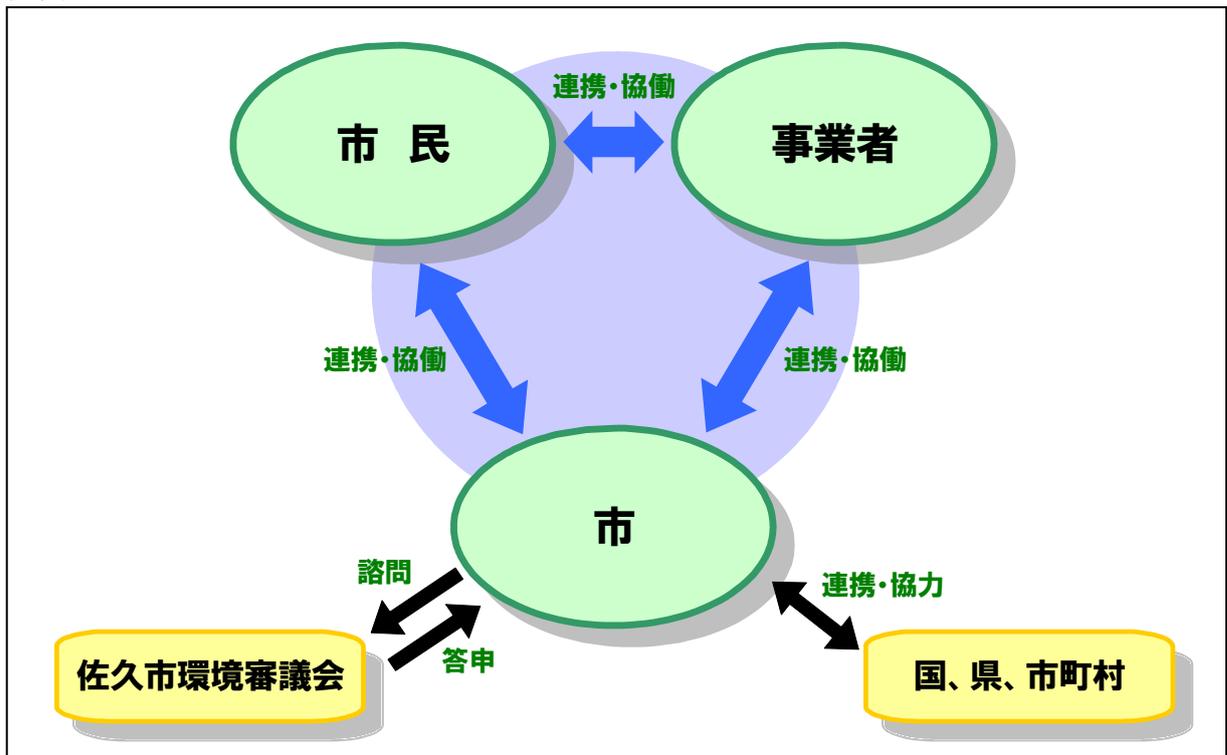
市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

(2) 佐久市環境基本条例 第21条 (設置) (環境基本計画 P90 参照)

環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、佐久市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ環境の保全等に関する基本的事項について調査し、又は審議するほか、必要に応じ環境の保全等に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

体系図



2 環境審議会組織

(1) 委員 20名以内

(2) 会議 年3回程度 (市長から諮問があった場合、その内容による回数)

3 過去に行われた主な議題（諮問）（平成 17 年新市発足以降）

- (1) 佐久市環境基本計画策定（H20 年 3 月）
審議：H18 年 6 月～H20 年 1 月（諮問：H19 年 6 月、答申 H20 年 1 月）
- (2) 佐久市におけるポイ捨て防止等及び環境美化に関する条例施行（H22 年 10 月）
審議：H22 年 3 月～H22 年 7 月
- (3) 佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（第 3 期）策定（H27 年 3 月）
審議：H26 年 7 月～H27 年 2 月（諮問 H26 年 7 月、答申 H27 年 2 月）
- (4) 第二次佐久市環境基本計画策定（H30 年 3 月）
審議：H29 年 5 月～H30 年 1 月（諮問 H29 年 5 月、答申 H30 年 1 月）
- (5) 佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（第 4 期）策定（R 2 年 3 月）
審議：R 元年 9 月～R 2 年 3 月（諮問 R 元年 9 月、答申 R 2 年 3 月）
- (6) 第二次佐久市環境基本計画改訂（R 5 年 3 月）
審議：R 4 年 4 月～R 5 年 2 月（諮問 R 4 年 4 月、答申 R 5 年 2 月）

4 審議会への協議等

- (1) 佐久市公害防止条例 平成 17 年 4 月 1 日 条例第 112 号（環境政策課関係）
（規制基準）

第 6 条 市長は、公害を防止するため、水質の汚濁等の規制基準を必要な限度で規則に定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により規制基準を定めようとするときは、あらかじめ佐久市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

（措置命令）

第 13 条 市長は、前条の規定により勧告を受けた者（この条例に定める規制基準に適合しないもの等）が勧告に係る措置をとらないときは、期限を定めて当該措置をとることを命ずることができる。

（中略）

4 市長は第 1 項の命令を出すときは審議会の意見を聴かなければならない。

- (2) 佐久市自然環境保全条例 平成 18 年 3 月 24 日 条例第 16 号（公園緑地課関係）
（目的）

第 1 条 この条例は、自然環境の保全に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、自然環境の保全に関する施策を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の市民の良好な生活環境の保全を図り、もって住みよい郷土の実現に資することを目的とする。

（自然環境保全地区の指定）

第 6 条 市長は、自然環境保全地区を指定するときは、あらかじめ、佐久市環境審議会（以下「環境審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

（措置命令）

第 11 条 市長は、前条の規定（環境保全地区内における行為の届出等）による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をするときは、あらかじめ、環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 会議の公開について

本審議会は佐久市審議会等の会議の公開に関する基本方針に基づき、会議の内容を公開します。

資料や会議録を市のホームページ上に掲載し、委員の氏名も公表となります。

会議中に傍聴者や報道機関が入室することがあります。予めご承知ください。

第二次佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定について

1 計画策定の趣旨

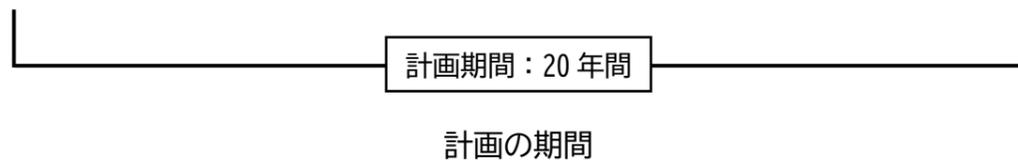
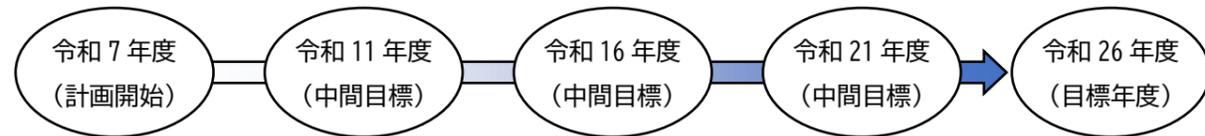
本市では平成17年度から令和6年度までの20年間を計画期間とする「佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の取組と適正処理を推進することで、「循環型社会」の実現を目指してきました。本市のごみ1人1日当たりの排出量は全国や長野県の平均と比べて低い水準にあり、ごみの減量化が進んでいます。

しかし、近年生活系ごみの減量化が進まず、ごみ排出量は横ばいの状況が続いており、特に生活系可燃ごみについては、令和3年度に前年度に比べて減少したものの、増加傾向にあります。今後、佐久平クリーンセンターの受入上限を超過する可能性があることから、可燃ごみの減量が喫緊の課題となっています。

さらに、製品プラスチック再商品化への対応、食品ロスの削減、高齢者等の排出困難世帯への対応、生ごみ堆肥化のあり方の検討、災害廃棄物処理体制の強化など、複数の課題にも直面しています。このように、ごみ処理行政を取り巻く状況が変化し、令和6年度には計画目標年度を迎えることから、計画の見直しを行い、「第2次佐久市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「本計画」といいます。）を策定します。

2 計画の目標年度

本計画の計画期間は20年間とし、計画の目標年度は令和26年度とします。計画策定後から5年毎に見直しを行うほか、計画の前提となる諸条件に変動があった場合も見直しを行います。



3 計画の位置付け

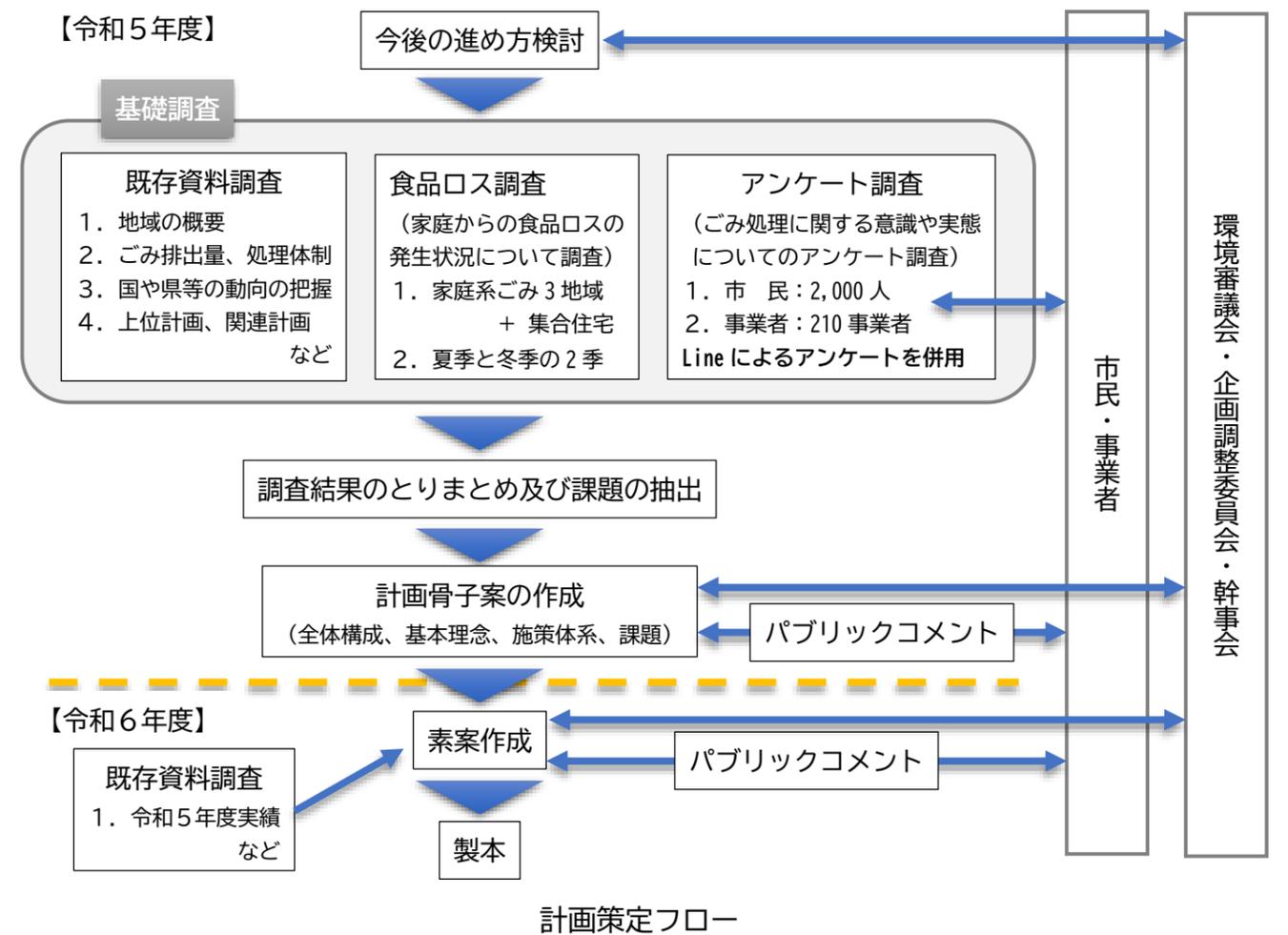
本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき策定されるものです。一般廃棄物（ごみ）の発生抑制、再使用、再生利用、適正処分等を計画的かつ適正に行うため、基本的な考え方を整理し、これらを具体化するための施策等を取りまとめます。

4 計画の構成

本計画は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条第1項の規定に基づき策定される「食品ロス削減推進計画」を含むものとします。

5 今後の進め方

本計画は、令和5年度～令和6年度にかけて2か年で策定します。



6. 今後のスケジュール

